

訪問看護サービス 〈重要事項説明書〉

合同会社 スマイルナース
訪問看護ステーションこば

長崎県知事指定介護保険事業者番号	4260490109
事業所コード	0490117

長崎県諫早市福田町 30 番 36 号
電話番号 0957-35-8010
FAX 番号 0957-35-8011

1. ご利用の事業所			
事業所の名称	合同会社スマイルナース 訪問看護ステーションこば		
指定事業所番号	長崎県知事指定介護保険事業所番号	4260490109	
	指定訪問看護ステーションコード	0490117	
事業所の所在地	長崎県諫早市福田町 30 番 36 号		
管理者	木場 満江		
電話番号	0957-35-8010	FAX	0957-35-8011
実施地域	諫早市・大村市・雲仙市の一部（愛野町）		
営業日・営業時間	月曜日～金曜日 8：30～17：30（24 時間対応体制あり） （休日）土日祝、8/14・15、12/29～1/3 尚、利用者のご希望により提供日・時間の調整を行います。 その場合、5 の利用料を参考にしてください。		
24 時間対応体制	営業時間内外を問わず、電話番号 0957-35-8010 で事業所に 24 時間連絡可能です。		

2. 事業の目的と運営の方針	
事業の目的	主治医の指示書に基づき、療養を必要とするご本人（及び家族）の在宅生活を支援する。
運営の方針	利用者（及び家族）の立場にたち、可能な限り、住みなれた地域、家庭で生活ができるよう、必要な時に必要な看護を提供することで、より充実した日常生活が出来るよう支援します。

3. 職員体制および職務内容						
従業者の職種	員数	常勤		非常勤		職務内容
		専従	兼務	専従	兼務	
管理者	1		1			従事者の管理、訪問の調整 実施に関わる全体の管理
看護師	5	3		2		訪問看護及び訪問リハビリの実施
その他職員	1			1		事務にかかわること

4. 訪問看護の主なサービス内容	
① 日常生活の看護	◎健康状態の観察と療養生活助言 ◎栄養・食事摂取のケア ◎清潔・排泄のケア ◎療養環境の整備 ◎寝たきり、床ずれ予防
② 医療的処置・管理	◎チューブ類の管理 ◎服薬管理 ◎床ずれ・褥瘡の処置 ◎医療機器の管理 ◎その他医師の指示による処理・管理など
③ 認知症の看護や 精神・心理的看護	◎認知症・精神科疾患のある人の看護 ◎生活リズムの調整方法 ◎事故防止のアドバイス ◎内服薬の管理
④ リハビリテーション 他	◎日常生活動作の訓練・指導 ◎関節拘縮の予防・訓練 ◎機能訓練・指導 ◎福祉機器・住宅改修に関する相談
⑤ ターミナルケア	◎倦怠感・苦痛緩和の看護 ◎精神的支援 ◎療養環境の整備など
⑥ 介護者の相談	◎日常の健康相談 ◎看護・介護方法に関する相談 ◎介護者の不安やストレス休養に関する相談
⑦ 各種在宅サービスの相談	◎市区町村など公的なサービス ◎各種在宅関連の民間サービス ◎その他保健・医療・福祉に関するサービスや利用できる制度の紹介

※サービスの利用に関する留意事項

利用者は①～⑦のサービス以外の業務を事業所に依頼することはできません。

(例：年金の管理、金銭の取り扱い、等)

5. 利用料金				
【介護保険】 介護報酬規程に準ずる。 ・給付の範囲を超えたサービス利用は全額自己負担になります。 ・利用料金の詳細は、介護支援専門員が毎月ごとに作成するサービス利用票・別表により、確認してください。 ・訪問開始予定時刻の12時間前にキャンセルの連絡がなかった時は、1回につき1,000円のキャンセル料を次回訪問時現金で負担していただきます。				
		1割	2割	3割
要介護	20分未満	314 円	628 円	942 円
	30分未満	471 円	942 円	1,413 円
	30分以上 60分未満	823 円	1,646 円	2,469 円

	60 分以上 90 分未満	1,128 円	2,256 円	3,384 円
要 支 援	20 分未満	303 円	606 円	909 円
	30 分未満	451 円	902 円	1,353 円
	30 分以上 60 分未満	794 円	1,588 円	2,382 円
	60 分以上 90 分未満	1,090 円	2,180 円	3,270 円
早朝・夜間（午前 6 時～午前 8 時・午後 6 時～午後 10 時）			基本料金の 25%増	
深夜（午後 10 時～午前 6 時）			基本料金の 50%増	
2 人以上による 訪問看護	30 分未満	254 円	508 円	762 円
	30 分以上	402 円	804 円	1,206 円
緊急時訪問看護加算Ⅰ（月 1 回）		600 円	1,200 円	1,800 円
看護体制強化加算Ⅱ（月 1 回） ※要介護のみ		200 円	400 円	600 円
長時間加算（90 分以上）		300 円	600 円	900 円
特別管理加算Ⅰ（月 1 回）		500 円	1,000 円	1,500 円
特別管理加算Ⅱ（月 1 回）		250 円	500 円	750 円
退院時共同指導加算		600 円	1,200 円	1,800 円
初回加算（Ⅰ）※退院日訪問		350 円	700 円	1,050 円
初回加算（Ⅱ）		300 円	600 円	900 円
ターミナルケア加算（死亡月につき）		2500 円	5,000 円	7,500 円
その他の利用料	・エンゼルケア（死後の処置）は、10,000 円の別途負担 ・時間外の場合は、別途負担あり ・ケア上必要な物品は実費負担 ・指定訪問看護と連携して行われる死後の処置は別途負担			
	・保険外訪問利用料 5,250 円（1 時間につき） ※休日と 18 時～22 時は 2 割増し、22 時～7 時は 3 割増しとさせていただきます。			
※いずれの自己負担額についても事前に十分な説明を行い、了解を得られた後いただきます。				
※利用料等については、1 ヶ月まとめて請求します。				
【医療保険】 診療報酬規程に準ずる。				
※健康保険、国民健康保険、後期高齢者医療保険等の加入保険の負担割合（1 割～3 割）により算定します。				
医療費の負担割合				
後期高齢者	75 歳以上	1 割または 2 割、現役並み所得者の方は 3 割		
国民健康保険	70 歳から 74 歳	2 割、現役並み所得者の方は 3 割		
社会保険（健康保険）	70 歳未満	3 割（6 歳未満 2 割）		

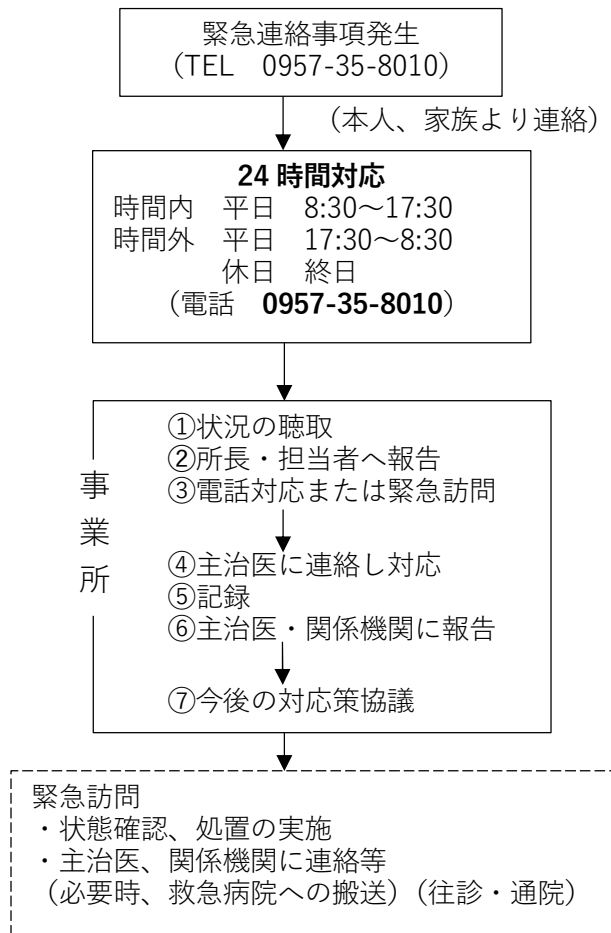
利用料等の額			
医療保険では、基本的に1日1回、週3回が上限。			
ただし、特別管理加算対象者や終末期の方はそれ以上の訪問が可能です。			
医療保険 (記載額の1割～3割)		週3日まで(1日につき)	週4日以降(1日につき)
	訪問看護基本療養費Ⅰ	5,550円	6,550円
	訪問看護基本療養費Ⅱ	5,550円	6,550円
	訪問看護基本療養費Ⅲ	外泊日訪問	8,500円
		月の初日	月の2回目以降(1日につき)
	訪問看護管理療養費1	7,670円	3,000円
	24時間対応体制加算	月1回	6,800円
	特別管理加算	月1回	2,500円
	特別管理加算(重症度が高い場合)	月1回	5,000円
	難病等複数回訪問加算	1日2回	4,500円
		1日3回以上	8,000円
	長時間訪問看護加算	週1回まで	5,200円
	複数名訪問看護加算(看護師)	週1回まで	4,500円
	複数名訪問看護加算(看護師週2回目以降)	週3回まで	3,000円
	乳幼児加算(6歳未満)	1日につき	1,300円
	乳幼児加算(6歳未満)※特別管理加算対象者	1日につき	1,800円
	緊急訪問看護加算	1日1回	2,650円
	夜間・早朝訪問看護加算	(早朝)6時～8時 (夜間)18時～22時	2,100円
	深夜訪問看護加算	(深夜)午後10時～午前6時	4,200円
	退院時共同指導加算		8,000円
	退院支援指導加算	退院日の訪問	6,000円
	退院支援指導加算(90分以上)	退院日の訪問	8,400円
	訪問看護ターミナルケア療養費		25,000円
	専門管理加算(緩和ケア)	月1回	2,500円
保険外料金	交通費	訪問1回につき	350円
	休日加算	訪問1回につき	3,000円
	週3回をこえた場合	訪問1回につき	8,300円
	1日複数回の訪問	訪問1回につき	8,300円
	定期の訪問時間が90分を超えた場合	30分につき	1,500円
	エンゼルケア(死後の処置)		10,000円(物品代別途)
	保険外訪問利用料	1時間につき	5,250円
※休日と18時～22時は2割増し、22時～7時は3割増しとさせていただきます。			
※いずれの自己負担額についても事前に十分な説明を行い、了解を得られた後いただきます。			
※利用料等については、1ヶ月まとめて請求します。			

6. 職員研修

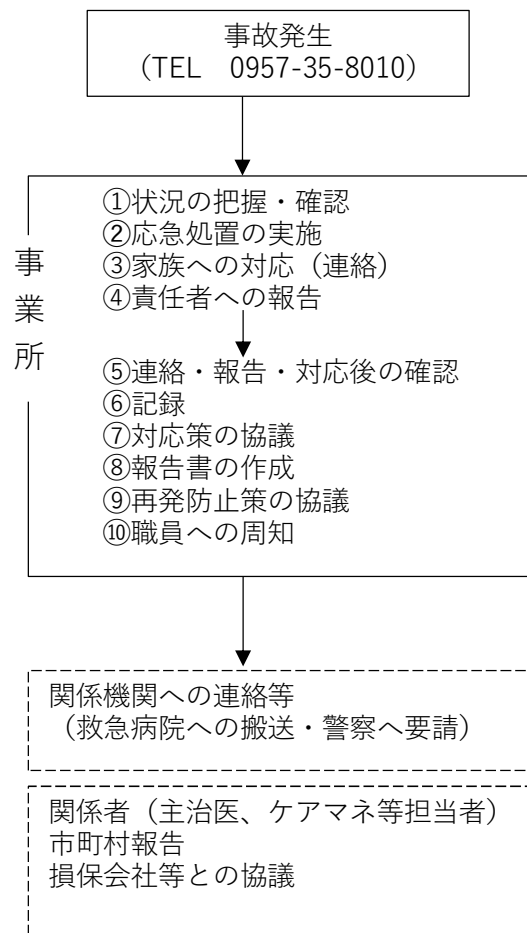
従事者は、研修会へ参加し、質向上に努めております。

7. 緊急連絡時（病状変化等）及び事故発生時の対応

【緊急連絡時対応・手順】



【事故発生時対応・手順】

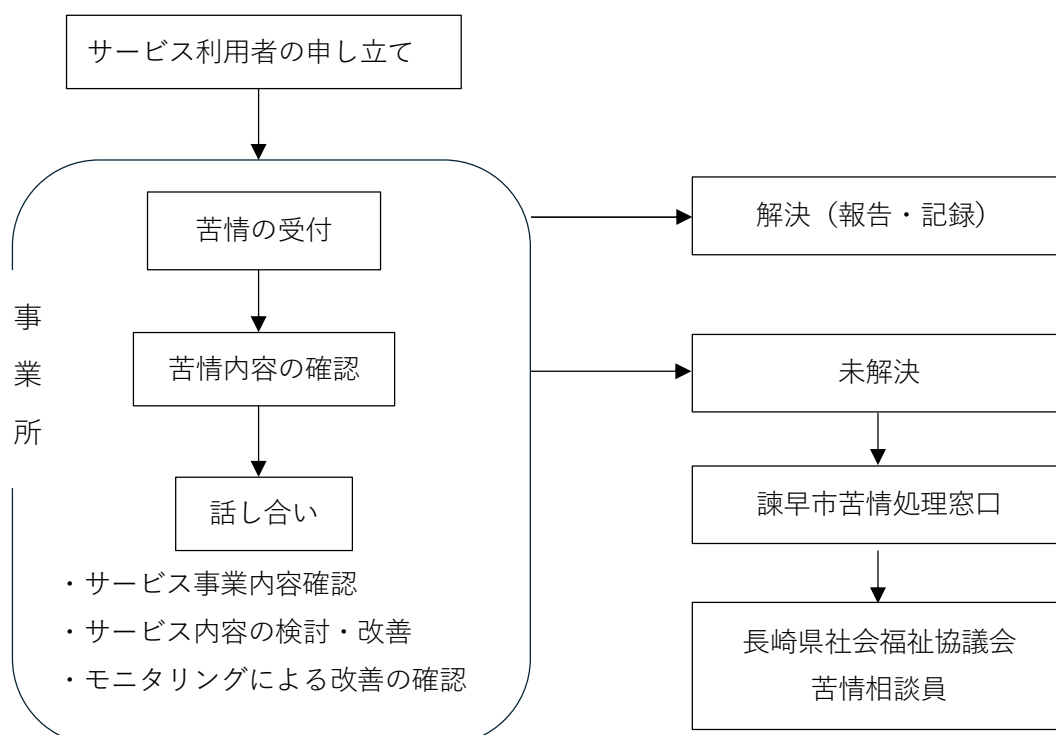


8. 苦情・相談のための概要

利用者からの相談または苦情に対する連絡先

連 絡 先	電 話	担当者（部）
合同会社スマイルナース訪問看護ステーションこば	0957-35-8010 (24 時間対応)	木場 満江
諫早市役所	0957-22-1500	高齢介護課
大村市役所	0957-53-4111	高齢介護課
雲仙市福祉事務所	0957-36-2500	高齢者福祉班
長崎県国民健康保険団体連合会	095-826-1599	苦情相談窓口

【処理体制・手順】



9. 防止・対策・研修への取り組み

(1) 虐待防止

- ①事業所は、ご利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため、指針を整備し責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、虐待防止を啓発・普及するための研修を実施する等の措置を講じます。
- ②当該事業所従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。
- ③虐待防止のための対策を検討する委員会を年に1回以上開催し、その結果について従業者に周知徹底を図ります。
- ④事業所は次の通り虐待防止責任者を定めます。【責任者：木場 満江】

(2) 感染症対策の強化

事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。

- ①訪問看護員等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
- ②事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。
- ③事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底します。
- ④事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。
- ⑤従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施します。

(3) 業務継続へ向けた取り組みについて

- ①感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問看護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- ②従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。
- ③定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。